

平成20年第2回潟上市議会臨時会会議録（1日目）

○開 会 平成20年 2月19日 午前10:00

○延 会 午後 5:05

○出席議員（19名）

1 番 千 田 正 英	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 児 玉 春 雄
5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄	7 番 佐 藤 恵佐雄
8 番 小 林 悟	9 番 佐 藤 義 久	10 番 赤 平 末次郎
11 番 藤 原 典 男	12 番 佐 藤 幸 孝	13 番 佐 藤 昇
14 番 伊 藤 博	15 番 伊 藤 栄 悦	16 番 菅 原 久 和
17 番 中 川 光 博	19 番 大 谷 貞 廣	20 番 西 村 武
22 番 藤 原 幸 作		

○欠席議員（1名）

21 番 堀 井 克 見

○説明のための出席者

市 長	石 川 光 男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	小 林 洋	総 務 部 長	肥 田 野 耕 二
会計管理者兼会計課長	門 間 鋼 悦	産 業 建 設 部 長	伊 藤 賢 志
水道局長兼水道課長	澤 井 昭	教 育 次 長	山 平 東
市民生活部長	菅 生 一 也	福 祉 保 健 部 長	丸 谷 昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	中 泉 作 右 衛 門	総 務 課 長	鈴 木 公 悦
市長公室長	鈴 木 司	財 政 課 長	幸 村 公 明
税 務 課 長	伊 藤 正	産 業 課 長	山 口 義 光
建 設 課 長	鈴 木 利 美	総 務 学 事 課 長	櫻 庭 新 悦
幼児教育課長	伊 藤 清 孝	生 涯 学 習 課 長	瀬 下 三 男
市 民 課 長 兼飯田川総合窓口センター長	宮 田 隆 悦	社 会 福 祉 課 長	児 玉 俊 幸
健 康 課 長	小 林 健 一	収 納 課 長	菅 原 龍 太 郎

追分出張所長	鈴木久雄	農業委員会事務局長	田仲茂隆
下水道課長	藤原貞雄	都市整備課長	佐々木博信
国体事務局長	菅原徳志	スポーツ振興課長	根一
生活環境課長	鈴木鋼生	高齢福祉課長	伊藤律子
昭和総合窓口センター長	川上秀佐男	天王総合窓口センター長	三浦喜博
追分地区児童館長	櫻庭久俊		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成20年第2回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

平成20年2月19日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告（市長）
- 日程第 4 承認第1号 専決処分の承認について（平成19年度潟上市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 5 議案第3号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）
について
- 追加日程第6 議長不信任決議案
- 追加日程第7 仮議長の選任を議長に委任する件
- 追加日程第8 会期延長の件

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名です。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回潟上市議会臨時会を開会します。

なお、堀井副議長より、母親のご逝去に伴う火葬により本日は欠席届が提出されておりますことを報告致します。

○議長（藤原幸作） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、8番小林 悟議員、9番佐藤義久議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員会の審査の結果、本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

【日程第3、市長行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、市長行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さんおはようございます。報告の前に、昨日、堀井副議長の御母堂がお亡くなりになりましたことに心から哀悼の意を表します。

さて、本日ここに平成20年第2回臨時会を開会しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、二田地区で発生しました、井戸水から農薬が検出された経緯等について申し上げます。

今年1月24日夕方に東北農政局を通じ県から、二田地区の住民が飲料水として使用している井戸水から農薬成分であるクロルピクリンが検出されたという情報がありました。クロルピクリンは、主に土壌燻蒸剤や殺虫殺菌用として使用されているものであります。同日、県では関係部局で対応を協議するとともに、その夜には経緯等について二田地区の当該者から聞き取り調査を行っております。その結果、昨年10月頃から風呂に入ると目がちかちかするなどの異常を感じたことから、12月に井戸水の水質検査を秋田県分析科学センターに依頼し、その結果、クロルピクリンが検出されたことを確認致しました。

市の対応としては、同日、県からの依頼で、周辺で井戸水を使用している7戸に対し、同様の被害がないかを確認した結果、特に異常はないとの回答を得ております。同時に周辺地区の井戸水を使用している住民が給水を希望する場合は、すぐさま応急対応水を行えるよう対処致しましたが、特に要請はありませんでした。

翌25日には、クロルピクリンが検出された井戸を含めた11か所の井戸水について、県と本市とで秋田県科学分析センターに分析を依頼しました。その結果、当該井戸水からは3.6ppmのクロルピクリンが検出されましたが、周辺10か所の井戸水からは検出されませんでした。

また、県では近隣ほ場でクロルピクリンを使用した農家へ使用実態の現地調査を行っておりますが、栽培履歴、使用時期、使用量、保管状況などに不適切な点は見られなかったとのことであります。

なお、クロルピクリンが検出された当該井戸水を使用していた住民は、市の上水道に加入し、1月25日午前から給水を受けております。

1月30日には、県と本市が連携し、周辺住民に対する健康調査を行いました。結果、調査実施できた10世帯31人のうち、10月以降、呼吸器、皮膚、目の症状等、異常を訴えたのが当事者世帯4人のほか1世帯1人の計5人ですが、県からはクロルピクリンとの因果関係は不明との報告を受けております。

なお、県のその後の聞き取り調査で近隣の1世帯1人が訴えておりました症状については、農薬被害を確認した時期が一致しなかったことや、井戸から農薬が検出されていないことから因果関係は極めて薄いと判断したとの報告を受けております。

今後の対応としては、県と引き続き連携し、クロルピクリンの検出された井戸水の水質調査を行うとともに、上水道未加入世帯の新規加入をお願いすることとしております。

次に、はしか流行拡大防止のための予防接種費用の一部助成について申し上げます。

県北地区を中心に県内ではしかが流行しておりますが、県が報告しました発生状況のまとめによりますと、年齢別には10歳未満を含む10代が79%、報告された患者の72%が予防接種歴なしとなっております。

市としましては、これまでは定期予防接種として1歳児および5歳児に対して無料で実施しておりましたが、今回、緊急対策として定期外のワクチン未接種者に対して接種を促し、乳児から高校3年生相当までの接種見込み者に対し一律3,000円を助成することと致しました。救済期間は、平成20年1月1日から平成20年2月29日までとし、協力医療機関は藤原記念病院ほか市内7医療機関としておりますが、他市町村の医療機関で予防接種を実施した場合も対象としております。これらに要する関係予算については、緊急を要することから専決処分とさせていただきますことをご報告致します。

次に、原油高騰価格に伴う生活保護世帯に対する助成について申し上げます。

福祉灯油購入助成事業につきましては、1月15日開催の第1回臨時会において議決をいただいていたところではありますが、生活保護世帯には冬季加算分が11月から3月まで支給されることから助成事業の対象外としておりました。しかし、県から生活保護世帯も含めた灯油購入費緊急助成事業の概要が示されたことに伴い、本市としましても生活保護世帯に対して灯油購入費助成金を支給することとし、本臨時会においてその関係予算を計上したものであります。

次に、県地域振興局再編構想について申し上げます。

本件については、新聞等のマスコミ発表前の1月31日に秋田地域振興局長から口頭で再編案の説明がありました。主な内容としては、2009年度から県内8か所の福祉環境部を3か所に統合再編し、県内4か所の福祉事務所や8か所の保健所もそれぞれ3つの福祉環境部に機能を統合するものであります。これにより、本市にある秋田中央保健所についても秋田地方総合庁舎に移転し、県央福祉環境部として集約するものであります。本件については2月14日、振興局長に対し、議会はもちろん市民に理解を得ることは難しく反対であるとの旨を口頭で伝えております。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、東湖小学校におけるボイラー室のアスベスト除去工事について申し上げます。

東湖小学校におけるボイラー室のアスベスト問題につきましては、議会をはじめ市民の皆様にご不安とご心配をおかけしておりましたが、去る1月29日をもって無事除去工事

を終了致しました。除去作業にあたっては、児童ならびに教職員の安全性を第一に心がけ、主たる作業工程を冬休み期間中に行うなど細心の注意を払い、実施致しております。今後はより一層、学校周辺の適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、中国製冷凍ギョーザ中毒問題について申し上げます。

中国製冷凍ギョーザ中毒問題につきましては、テレビ・新聞等で報道されておりますように、本県をはじめ全国各地において食中毒被害が発生し、大きな社会問題となっております。これを受け、本市においてもいち早く学校給食での使用状況について調査したところ、問題となっている中国製冷凍ギョーザについては一切使用しておりませんでした。

ただ、JTフーズが自主回収対象としている業務用の「柔らかく煮込んだロールキャベツ60」を昨年5月24日に1回使用していた中学校はあったものの、この食材の使用による生徒や教職員には健康被害はなかったとの報告を受けております。

これまで中国製の冷凍ギョーザによる中毒の原因については究明されておりませんが、今回の経緯を踏まえ、学校給食における食品の安全確保のため、子供たちと教職員の食の安全を第一と判断し、各小中学校および幼稚園・保育園に文部科学省等から指摘されている製品の使用を控えること、食材の安全性を納入業者から十分確認することなどを指導するとともに、保護者にもこの旨を周知してきたところであります。

今後とも安全・安心な学校給食となるよう、食品の安全確保に努めてまいる所存であります。

次に、国体関連について申し上げます。

秋田わか杉国体は、潟上市実行委員会については明日20日に開催予定となっております総会をもって実行委員会としての業務をすべて終え、解散の運びとなりました。これまでご尽力くださいました関係各位に深く感謝とお礼を申し上げる次第であります。

以上、関係議案の適切なるご決定を賜る旨をお願い申し上げ、行政報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第4、承認第1号 専決処分の承認について（平成19年度潟上市一般会計補正予算（第9号）について】

○議長（藤原幸作） 日程第4、承認第1号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） おはようございます。

それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成20年2月19日 本日提出 潟上市長 石川光男

専決処分書

平成19年度潟上市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分をするものでございます。

平成20年2月1日 潟上市長 石川光男

予算について内容を説明します。

第1条において、歳入歳出それぞれ212万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出それぞれ121億7,635万1,000円としたものであります。

専決の日は、平成20年2月1日でございます。

それでは歳入についてですが、18款1項1目繰越金ですが、補正前の額は5億3,228万円で、補正額212万3,000円の計5億3,440万3,000円であります。

次に、歳出について申し上げます。

4款1項2目予防費は、補正前の額1,853万3,000円で、補正額212万3,000円の計2,065万6,000円であります。

内容と致しましては、ただいま市長からも報告がありましたが、13節の各種予防接種委託料の167万3,000円と20節扶助費の個別予防接種費で、45万円の補正であります。これは、本市が流行拡大を懸念し緊急対策として、麻疹、はしかのことですが、定期外のワクチン未接種者で乳児から高校3年生相当までの接種見込み者に対し一律3,000円を助成するものでございます。対象人数としては707人の1人3,000円でございます、212万3,000円の補正としております。緊急として2月1日に専決処分したものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これより承認第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番。

○11番（藤原典男） 新聞報道でも行われましたけれども、全県に先駆けて潟上市がこういうことをやるということは非常に素晴らしいことだと思いますが、今、対象人数が707人と聞きましたけれども、どういうふうに徹底させているのかというところ、もし答えられる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 丸谷福祉保健部長。

○福祉保健部長（丸谷 昇） 藤原議員さんの質問にお答えしたいと思います。

最初に、この問題につきましては魁新聞等で報道されました。その次に市の広報等で周知しております。また、個人的にデータをこちらで把握しておりますので、個人あてに、接種の子供さんから高校生までは個人あてに発送しております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第1号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

【日程第5、議案第3号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第5、議案第3号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

平成19年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について

別冊のとおり

平成20年2月19日 本日提出でございます。潟上市長 石川光男

別冊の予算書の1ページをお開きください。

第1条において、歳入歳出それぞれ132万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出それぞれ121億7,767万6,000円とするものであります。

歳入ですが、18款1項1目繰越金、補正前の額は5億3,440万3,000円で、補正額132万5,000円の計5億3,572万8,000円となるものでございます。

繰越金の現在の残、これによりますと199万8,000円となります。

次に、歳出について申し上げます。

3款1項1目社会福祉総務費、補正前の額は1億4,939万8,000円で、補正額132万5,000円の計1億5,072万3,000円でございます。

内容としましては、市長の方からも報告がありましたが、福祉灯油購入費助成金132万5,000円を補正するというもので、これについては生活保護世帯260世帯に1世帯5,000円を助成するというものでございます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 大変いいことだと思いますけれども、いつまでの期間を対象とするのかということなんですが、生活保護を受けている方は冬季加算ということで3月いっぱい灯油代ということで来ますけれども、それが今、灯油が高くなったということで補助ということになっているようなんですが、これは私の考えではやはり3月末まで該当、新たに生活保護の対象になった方も含まれるのが妥当だと思うんですけども、そこら辺について期間を宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 丸谷福祉保健部長。

○福祉保健部長（丸谷 昇） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

生活保護世帯については、ケースワーカーがたえず巡回と申しますか、生活実態を把握しておりますので、今日議決いただければ明日にでもそれぞれの担当の世帯を回る予定になっております。

ちなみに申請は毎月いっぱい、それぞれの生活保護世帯を巡回しながら指導してまいりたいと、こう考えております。

以上です。

毎月いっぱい、2月いっぱい処理したいと思っております。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。11番。

○11番（藤原典男） 回答は2月いっぱいということで、新たに申請された方もだと思
いますけれども、冬季加算は3月まで灯油代が来るということで、それが足りないとい
うことでこれ加算になるはずなんですけれども、やはり対象は3月末までということに
したらよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（藤原幸作） 児玉社会福祉課長。

○社会福祉課長（児玉俊幸） 藤原議員にお答えを致します。

前回の福祉灯油の高齢者、重度障害者、ひとり親世帯についても2月いっぱいとい
うことで決定をしております。そういう関係がありまして、今回、生活保護世帯につま
しても今日議決をいただければすぐに手紙を郵送したいと考えております。それを踏ま
えてケースワーカーが全部世帯を回るということですので、今回の対象者については、
先ほど言いました265世帯については全部の方々に職員が回りますので、抜けるとい
うことはないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 他の自治体でも生活保護の5,000円とか1万円とかいろいろなっ
ておりますけれども、我がこの市でも5,000円のところを1万円とかならなかったのか
どうか。ひとり親にしても1万円のところもありますし、これは議決、先の議会で議決
しましたけれども、他の市町村とどのどのような考えのもとで1万円にできなかったのか、
その辺ちょっとお話しいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 児玉社会福祉課長。

○社会福祉課長（児玉俊幸） 佐藤議員にお答え致します。

前回の1月の臨時議会のときもお話ししたとおりでございますけれども、ひとり親世
帯については日中仕事をしているということで、まず5,000円ということにしました。
県内を見ますと、ほとんど5,000円が主流です。1万円が支給されているのは秋田市、
それから男鹿市ということで、この周辺のところがやはり高齢者世帯、それから重度の
障害者、そういうところが1万円ということでございまして、本市でもそれに合わせた
形に、前回のときにご説明したとおりでございます。そういうことを考えまして、今回
は生活保護世帯についても秋田市、それから男鹿市も5,000円ということでございま
すので、冬季加算の分もございまして、それを踏まえた関係で今回は5,000円としたと
いうことでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 課長おっしゃいましたけれども、五城目も確か生活保護世帯は1万円、それからひとり親も1万円、確かそうです。そういう意味で、確かそうだと思いますよ。そういうことで、当市も冬季加算はあるにしても、こういう厳しい状況下の中でございますので、できればその辺を配慮していただきたかったと、このように思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 7番さんにお答え申し上げます。

気持ちはわかります。ただし県の基準額が5,000円でありますので、我が市も5,000円としたということでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○15番（伊藤栄悦） 議長、15番です。議長不信任動議を提出致します。

○議長（藤原幸作） ただいま伊藤栄悦議員ほか11人から、議長不信任決議案が提出されました。

議会運営委員会を開きますので、暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

.....
午前11時40分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

議運の報告をしていただきます。5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会の報告を致します。

提案理由について議会運営委員会で精査したところ、事実と異なる点、不明な点があると判断されましたので報告致します。

提出理由1について。

常任委員会の委員選任の調整については、①1月28日までに会派に帰ってよく考えて議長あてに希望を提出すること。②希望を提出するにあたっては、現在の所属の委員会からの異動を基本とすること。③最終的な調整は正副議長に一任することが確認されております。

このことから、3人以上の会派の話し合いは、私的な話し合い、調整であり、1月31日に成案となったとする調整案は全く私的な案であり、これに拘束される何物もありません。

その後、2月5日に議会運営委員会を開催し、「3人以上の会派に調整はお任せしてはいない。最終調整は、あくまでも正副議長に一任している」ことを再度確認しております。

2月8日の会派代表者会議では、議会運営委員長からこのことを再度報告し、正副議長において一任を再度確認した上で、最終的な調整案を確認しております。このときに提出者である伊藤議員からは異論の声は全くなく、また、賛成議員の菅原久和議員、戸田俊樹議員、中川光博議員からは一言の異論もありませんでした。このことから、非民主的・強引な手法で決定したとは判断できないものであり、議長に瑕疵があると判断することはできません。

提出理由2について。

申し合わせ事項が、いつ、どこでなされたのかが明確に判断できません。通常、申し合わせ事項は会派代表者会議、全員協議会等、全議員の意見が反映される場での確認でなければ申し合わせとしては成立しないと考えます。

また、地方自治法上、議長の任期は4年と定めております。これが最優先されるものです。

このことから申し合わせは確認できず、地方自治法上問題がない以上、不信任にすぐに直結するものとは判断できないものと考えます。

以上の事由から、今回の動議は議会を混乱させる行為とも思われます。提出者・賛成者には再考を願いたいというのが、当委員会での意見であります。

以上、報告とします。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） 大変、運営委員長さん、御苦労さんでした。

運営委員長から報告ありましたけれども、これ動議提出しておりますので、賛成者がおるし、直ちに日程に繰り入れて討論なり質疑なり行っていくのが常道だと私は思っています。議事運営上、間違いございませんか。

○議長（藤原幸作） はい、14番。

○14番（伊藤 博） 今、佐藤議員からの提案があったわけですが、議会運営委員会は議会で決められた委員が議事の運営に関して話し合いをしているわけでありまして、この動議につきましても今委員長が報告したとおりの内容で動議に値しないと、それにふさわしい提出理由とは考えられない、むしろその中では議会の混乱させる行為だという発言・指摘もあったわけです。いくら動議といえども、正当な理由がきちんと付されていない動議の審査をするべきかどうかということについては慎重に行わなければ議会の混乱を一層深めると思っています。そういう意味でも、この動議の審査にあたっては、くれぐれも慎重に扱うべきだと思います。

また、この動議を日程に加えて審査をするということであれば、日程調整のための議会運営委員会が必要だと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） はい、11番。

○11番（藤原典男） 今、議運のお話を聞きましたけれども、提出理由と議運のいろいろな内容を比較しますとね、やはり私も会派代表者会議の中でいろいろ確認してきた中身、それから議会の中での確認してきた中身が全然提出理由には当たらないということです。これは動議としても議題としても取り上げる理由は何もないと、そういうふうに私は思います。

取り決めてきた内容と全然裏でね、あれこれ動いているという中身をね、理由にしてこれ言っているわけですよ。そういうのはやはり私は認められないと思うんですよ。やはり会派代表者会議の中で確認した事項に沿っていろいろ進めてきたことですから、それを外れるようなことでの提案理由というのは私は違うと思いますので。

以上です。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） ただいま議運の方から説明がありましたけれども、まず具体的に何がどうなのかということが言葉だけではよくわからないということでもあります。ですから、これをきっちりと文章に書いて、そしてこの動議に値しない理由ですね、これをちゃんと出していただきたいと思います。

今、11番、それから議会運営委員長からお話しありましたけれども、そういうことではございません。私の提出理由というところに書かれているのは、これは事実に基づいて、そういうことが具体的に何日に何が行われたかということをおし確認をしております。そして、これはここにも書かれているように、この1月21日に代表者会議が持たれて、そのときに透明性を図るという観点から代表者から質問がありまして、そのときに全員の希望票と調整内容案を提示して、そして協議の上決定すると。これはもちろん最終的には、これはどうにもならないという状況の中で、議長、副議長が調整に入るのが当然だと思います。しかしながら議長は、この間において潟上市市議会会派規程の5条、いわゆる3名以上の会派代表と議長との、議事を決めるのは3人以上の会派代表によって決めるということが書かれておりまして、そういうことにも乗っかって、そして議長は3名以上の会派代表と、この議長との数回に及ぶ話し合いが持たれたと。そしてこの過程の中では、例えば調整案ということで、そのときにそれぞれの委員に対しても電話なり、あるいは電話をかけた後に、そこの会を開いている場所に来てですね、そしてこういうところにこういうふうに調整しますと、こう言って了承しながらこれを決めた、これが1月31日の案であって、それが成案になって、そしてそのときに、このことは全会派代表者会議に希望票と調整案を合わせて提出する、これをこのときに4会派の会派の代表が来て確認をし、そして次の段階に入っていったわけです。ですから、私はこの1月31日の段階が、まず私たちの案という格好でいわば成案になったと思っております。

そして、そのところですね、その後なんですけれども、2月8日の会派代表者会議では、これは今までのプロセスは一切話されないで、そして説明もなく調整案の提示もありませんでした。そのとき全議員の希望調査票のみが提出されまして、出席した議会運営委員長から、先ほど出された案ですね、この確認事項ですか、これがいつどこでなされたかわかりませんが、多分2月5日だと思いますが、そういう案が出されまして、これは口頭で述べてございます。そのときに口頭で述べたことは、これとの関係では私は結構異なっている内容ではないかと思っております。しかしながら、14日発の潟上議会発140号で、14日ですから15日あたりにそれぞれの会派代表者にこの票が届きました。

それで議長の印鑑も押してありますので、これはまさに私たちにとっては議会運営委員会で決めたかもしれませんが十分に容認できるものではないと考えます。

そして、ですね、話し合いの中で異論もあると。先ほど「異論がなかった」と、こういうふうに言われますけれども、これははっきりと異論がありました。私の会派、私の所属の関係については文教に、ここに現在の委員会には出さないということがありましたけれども、私は原則ということで、専門性ということもあるし、いろいろなやはり委員会の特色、個人の特色、そういうものがありますので、私は第1を総務委員会に出しました。そうしたら、もちろんこれは原則ですから次だと、こういうふうに言って、その次のところの第2、文教委員会に移ってまいりました。文教委員会に移って行ったときに、いろいろと言うより話せば長いのであまり話さないけれども、今まで所属希望しなかったところの会派の方から連絡があって、とにかくそちらの方に希望はしてないけれども入れてくれという会派代表の方からの話がありまして、そしてそのために私は一步譲って社会厚生というところにまいりました。これもお互いに認め合っただ話でございます。それから、もう一人総務委員会に出したのは中川議員でしたけれども、これも文教に移りました。それから産建に希望を出した佐藤 昇議員も、これは原則であると言いながらもうまくないので、同じ会派の千田議員と交代しましょうと。そしてその中でいろいろと調整を取り、そして11番の藤原議員も、それから佐藤恵佐雄議員もいちいちここまで来てですね、そして、いや、これはだめだということも申し上げ、そして総務委員会に所属することになった。そのときは藤原議員は、私は社会厚生でもよろしいという承認を得て、そしてそういうふうに代わって、それが結局最終案であったと。

こういうことでありまして、この異論がある中で関係会派代表との話し合いも持たれないままにですね、本来であればやはり議長が出していくときは全会一致を持ってしなければ、異論が出るとこれは壊れてしまうので、そういうことで私はやはり異論があったら話をちゃんと聞いて、そして議員の総意というかそういうものを大して調整をするということが、これが普通ではないかと、こういうふうに思いますけれども、先ほど申しましたように運営委員会からそういう中身がその時点で示されて、そして話の異論のある中でとにかく議長と副議長と運営委員長の三者による個別で別室での話し合いがなされて、そして新しい調整案なるものが出てきたと、これが真実であります。そしてそのときになった新しい案は、これは違っておりました、大きく。そこで私たちは、これはちょっとまずいと、うまくないと、前の、1月31日にもう成案を見てそれを出すとい

うことで話をつけてたのに、これも出さないでいきなり調整、いわゆる4項目なるものが示されて、そして話もなしに異論もあってもそれがなく、とにかく三者で調整をして新提案が出てきたと。それにはやはり、なぜそういうことがあるかという、やはり後ろの方に書いてるように、これにはやはり私は決定の手法っていうのは中立でなくて公平でなくて公正でなくて、そして独断的で恣意的、作為的と、こういうふうにつき言葉申し上げましたけれども、これは常任委員会の委員が変更することは、これはやはり中で、この人事というんですか、これも変更させる要素が十分にありますので、そういうことを考えれば、やはりこの代わっていく、人が代わった、そういうときは十分に話し合っ、そして調整をするのが、これが議長の務めだと私は思います。ところがそうではなくて、最終的に会派の確認事項という格好で運営委員会の4つが出まして、新調整案が提示されて議長の報告をもって会派代表者が了承したものとすると、こういう形で決定をされた。私はそのときに、いやいや、これちょっと私、もしそうだったらね、私は最初の1から2、3というところの希望のところにも沿ってないので、そういうことをここで検討されたのですかということを一応議長に話しました。そうしたら議長、いやいやいやという格好ですべて終わってしまいました。

そういう状況でありまして、これはしかるに私が先ほど運営委員長が話をしたこととは相当内容が違ふと。ですから、まずは先ほど伺っただけではよくわからないし、ちゃんとそここのところ、一体なぜ動議案として取り上げられないのか、これをきっちり示していただきたいと。

それから2番めの件でありますけれども、この申し合わせの事項の判断ということですが、申し合わせは文書ではないですけれども、その中で申し合わせはされておりました。これはほとんどの、私たちの議員の仲間はわかっております。そしてその中で調整に調整をした結果、今の議長さんが誕生したと、こういうことであります。

そのことについてですけれども、私はやはりこれについてもですね、何か確かに地方自治法ではこれは任期4年と、こういうふうに決められておりまして、したがって不信任という動議案というものは、これは拘束力、法的な拘束力を持つものではありません。しかしながら、やはり先ほど14番の伊藤議員からも話されましたけれども、伊藤議員はもちろん法学部出身で、そういうことの法について話すのは釈迦に説法かと思っておりますけれども、やはり法は道德の最下限だということ。法は道德によって支えられると、こういうことでありまして、したがってそういう確かに法はありますけれども、お互いに社

会生活を営んで、あるいは議員同士の仲間でそういう約束事をしたと、そういうことにおいては、やはり私はその選良として、議員としてこの壇に立つためには、我々は市民に対してちゃんと約束をして、そして支持を得ながらこの場にあるわけです。ですから、そういう選良がですね、議員同士の約束とは言いながらこれを反古にして約束を守らないで、確かに法に則って任期4年を全うしたいと、こういうことであるようですけれども、私はその過程の中でやはり私も別に議長に対して敵意も何にもなくて、むしろ議長は継続してほしいと、こういうことで今までずっとお話ししてきました。だけれども、やはりそういう中で話し合いの中で物事を決めて、そしてうまくみんながしっくり行くようにという格好でやってきましたけれども、残念ながらこの提出理由に書かれておりますようにそういう結果になっておりますので、私は最後の2行めのところにも書いてございますけれども、「当時、同一会派で推挙した議員の一人として、誠に残念で『断腸の思い』であります」けれども、この際、こういう議長への不信任動議を提出するはめになってまいりました。そういう事情でございます。

○議長（藤原幸作） はい、11番。

○11番（藤原典男） ただいま伊藤議員より私の名前が出まして、調整にあたって理解したという話ありましたけれども、確かにそういう話ありました。私は第2希望は社会厚生委員会で、最初の申し合わせというか会派代表会議の中では、自分の所属しているところにはまず希望を出さないということが前提でしたから、産業建設委員会に私希望を出しましたけれども、ここが一人余っていると、余っているというかはみ出しだということから第2希望の社会厚生に行ってくれないかということを経験しました。ここには来ません。そのときはわからなかったのですけれども、後にわかったのは、4人の方がね、自分の所属しているところをまた希望しているということなんです。それがわかっていたら私は了解しておりませんでした。そういうことですよ。

それから議長の任期についてなんですけれども、議員の方が大抵わかっているということをおっしゃいましたけれども、この議場の場でね、やはり確認してないということが、確認したかどうかということが一番の問題なんです。この議場の場で確認してないのに、議長がこういうことを言ったからといってそれを持ってきてね、あれこれというのは私おかしいと思うんです。私は公式に聞いてませんよ、そういうことは。ですから、これは全然議題に上がる動議に当たらないと私はそう思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 会派代表者会議についてお話ししますけれども、私も1月21日の会派代表者会議に出席をしております。そこで先ほど藤原典男議員が言ったようにですね、まず確認されましたことは、1月21日が会派代表者ばかりの会議でございまして28日がその締め切りであると。ですから今日出席されました皆さんは会派の代表ですので、よく会派に持ち帰って相談をして28日まで希望する常任委員会1、2、3といったように提出してくださいと、こういうことを確認されました。それとですね、2つめは、ただし同じ現在の委員会を希望される方は、はみ出した場合はこれは調整委員になりますよと、ここまでも確認されました。その28日の後のですね、その調整方法等につきましては、じゃあどのようにするかとなりますと、会派代表者会議ではまず議長、副議長に一任すると、こういうことで散会をされております。ですから、私どもは3人以上の会派代表者にはその調整をお願いをしたということは一度もございません。このことはよく皆さん、代表者に出た方々にご理解のことと思いますので、この点をひとつ強調してお話を致します。

それからですね、会議の日程と致しましては、その後の会議は2月5日の議会運営委員会ですね。そして最後の会議が2月8日の会派代表者会議でございまして、そこでも先ほど議運の委員長からもご報告がありましたように、まず議長、副議長に一任すると、そういうことで、その調整等報告されましてこれを今議会、19日に報告するというようなことで散会をされておりますので、その間の会議は一度もないので、全く3人以上の会派というのは、これは私的な会議でございますので法的にも何の根拠もない会議と私は思っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 13番。

○13番（佐藤 昇） 今、西村議員からも話はされましたが、全く会派の、交渉会派3名以上の話は私的なものであると、こう申しておりますが、私ども潟上市の会派規程は昨年の6月に会派規程が議員に諮られて成立しております。その中の5条の2に「代表者会議の議事は、会派に所属する議員が3名以上の会派の代表者の協議による決定を旨とする」という項目がきちとうたわれております。そして、このたび私ども3会派、つまり菅原久和さんの会派、伊藤栄悦さんの会派、それから私、湖南クラブの代表として3名、議長に1月28日、そしてその次の日、2回ほど調整しなければいけないということで来てくださいますということで臨んで、そして会派の異動がありまして、その一個人

からも承諾をいただきまして決定した事実がございます。ところが2月8日にまたそこから代わっておるということで、私はこれはおかしいという異論を、異議を申ししております。了承しておりません。先ほど議運の委員長が2月8日に何もなかったというわけですが、私は了承できませんし、会派の一人もそれを了承しませんということですから、私どもの会派はこの2月8日の案には賛成承服できないということになっております。

○議長（藤原幸作） 16番。

○16番（菅原久和） 先ほど21日の会派代表者会議においてクリーンな透明性のある委員を選んでいただきたいということで話し合いました。調整については議長、副議長に一任ということは任せました。それで議長もいろいろなことを考えるにあたって必要性があるから会派3名以上の会派の方たちを呼んで、それでそこで話し合いをして、それで異動の人の了解も議長が自ら取って、そこでみんなで決定したことであります。議長も参加しておりますし、副議長も参加しておりました。それから会派、各会派3人以上の交渉会派、4会派も参加しての話し合いであります。これが確かに文書で出したような会議ではないにしても、何の根拠もない会であったということではないと私は思いますけれども、そこら辺のこと、ちょっと発言したかったです。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 今皆さん方が、提出者あるいは賛同者が発言をされましたけれども、要は常任委員会の枠組みの決定をするに当たって自分たちの希望がかなわないと。自分たちの希望がかなわないから調整をした議長に対しては不信任であるというとらえ方ができると思います。議会運営委員会の報告にあったようにですね、公文書で招集された代表者会議において了承がされております。そこで了承がされているということは、公文書で招集されたのが公式な会議で決定されていると思います。こういうプロセスを経てですね、全く今のお話を聞いているとですね、市民不在の無用な議会の混乱を招いていると言わざるを得ません。市民生活に直結する行政の停滞にもつながりかねないという問題が大きくはらんでいると思います。このことこそ、まさに独断であり恣意的であり作為的で非民主的と言わざるを得ない状況であります。

その次の2つめの理由についても、申し合わせということが言われておりますけれどもやはりその証拠となるもの。申し合わせというのであれば、それがみなに周知されていてみんながわかっているといったわけですが、その根拠となる証拠となるものがどこにあるのか。いつ、どこで、誰と誰が取り交わしたものなのか、それをきちんと示して

いただきたいと思います。

先ほど伊藤栄悦議員からは、法は道徳の最下限ということが言われましたけれども、法はまた一面で社会通念と常識の上に成り立っているものであります。ですから、この社会通念・常識に基づいているもの、それが法ですから、法を曲げてやるということは、この社会通念・常識にもとわないということになると思います。

ですから、こういった市民不在で無用な話し合い、混乱を招くような動議は私は取り上げるべきではない。市民に何という説明責任を果たすのか、そこら辺も考えて提出者あるいは賛同者は再度お考え直しをいただきたい、このように思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） いろいろご意見が出たわけですが、15番の伊藤栄悦議員、提案者でございますので、先ほどの澤井委員長からの「再考」という言葉がございましたけれども、それについてどのようにお考えか、ちょっとお聞かせ願えればというふうに思います。それをお聞きしてから、あと昼食のために暫時休憩としますので宜しくお願ひします。

○15番（伊藤栄悦） それでは、そのこともそうですけれども、今、14番の伊藤議員から話されましたけれども、いわゆるその不満分子がそういうことを混乱させるためにやっている、ということではございません。そのような理由、提出理由をした理由はきちっとありますので、これは論外だと思います。

それで今、私が提出者になっております関係上、再考することがありますかということですが、これは私たち賛同者一同の話によらなければどうにもなりません。そういうことですので協議をさせて検討させていただきます。

○議長（藤原幸作） それでは昼食のため13時30分まで、1時半まで暫時休憩します。

午後12時15分 休憩

.....
午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

15番。

○15番（伊藤栄悦） 午前中の「再考は」との件につきまして協議の結果、再考はございません。

○議長（藤原幸作） 9番。

○ 9 番（佐藤義久） 後の日程に全員協議会もありまして予算案も内示するということが
すが、議会が終わるまで非常に時間かかると思います。課長さん方、仕事に戻っても
らった方がいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 1 時 3 0 分 休憩

.....
午後 1 時 3 1 分 再開

○議長（藤原幸作） ただいま 9 番から動議がございましたけれども、今協議の結果、そ
のままで結構という市長のお話でございますので、そのままとさせていただきます。

14番。

○ 1 4 番（伊藤 博） ただいま15番議員から再考はないというお話しでしたが、
私午前中に伺いました 2 点めの短期交代の申し合わせについて、その明確なる証拠を示
していただきたいということを申し上げました。その提出者の発言の中にも大半の議員
がこのことについて知っているんだということでしたが、大半では申し合わせになると
いうふうには考えません。全員が周知徹底をして認知していると、そういう上でこの申
し合わせというものが初めて効力のあることでありまして、ここに、理由に書いてある
申し合わせにつきましてどこにそういうものが存在するのか、きちんとお示しをいただ
きたい。それを午前中の発言をしてお願いをしてあるわけです。そのところも再考の
ところに入っているかどうかわかりませんが、そのことが示されない限り、この 2 番め
の提出理由については動議の理由が希薄であると言わざるを得ません。そのことにつ
いても再度議運で検討するかわかりませんが考えていただきたい、そういうふうに思いま
す。

○議長（藤原幸作） 13番。

○ 1 3 番（佐藤 昇） 伊藤議員の今回答になるかは別としましても、当時 2 年前、過半
数を超える13名等々が、このことは私場所も知っております。天王の温泉の場の戸田苑、
そして飯田川においては、きらくで最終的にそのようなことをはかれております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 11番。

○ 1 1 番（藤原典男） 今、具体的な場所とか提示されましたけれども、私こういうのを
聞くのは初めてでございます。2 年前に議長選挙やったときに投票を行いましたね。そ

のとき私はもうこれ4年間やるものだということで、それ以外は議長のことについては本人からももちろん、私ども一切申し合わせもないし、直接聞いた話もないし、ただ風のたよりに、そういうことがあったということがありますけれども、それは確認のしようがないので、私はそれは申し合わせの中にも入っていないし、承認したわけでもございませんので、こういうことについてはやはり議会の中でしっかり確認して任期何年とかということがない限り、これは私は無効だと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 6番。

○6番（藤原幸雄） 今11番さんから申されましたように、私も同じような会派でございました。いろいろな話の中にはそういう話はあったかどうかは私ですらわかりません。そういう中でね、先ほども議運の委員長から申し上げましたように少なくとも全員協議会とか全体の中で、この議場の中で言ったことであればそれは認めます。しかしながら、地方自治法でも議長、副議長1期4年、任期満了ということに決まっております。先ほど伊藤博議員からも再三再四このことも申し上げました。私はやはりそうなりますと、そうなりますと戸田苑云々、あそこら云々ということになれば、全くこれは密室談合だと私はそのことを言いたいんです。私はそのことは全然わかりませんでした。そのことを申し上げます。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村武） ただいま佐藤議員の方からね、13名で取り決めをしたことだと、こういうことになりますけれども、これは全く個人的な話であって、これが果たして議会です、議論になるものかどうかということは私は疑問に思いますので、いま一度、議会運営委員会を開かせていただきまして、そのことについて精査をしたいと思いますので、議長の取り計らいをお願い致します。

○議長（藤原幸作） 2番。

○2番（戸田俊樹） 何かですね、この証拠を出せとか出すなとか、ここ裁判所ではございませんよ。ここは議会でありまして、動議を出すのに私ども議員12名がこのように出したわけですから、当然動議として受けて、即刻議長が採決するべきだというふうに思うわけです。それを再度また議会運営委員会等を開催をしてあれだこれだというふうにやる予定のようではございますけれども、このことについてじゃあ議会運営委員長から私に対して先ほどの説明の文書が出されているかということと出されていないわけですよ、議会運営委員

会で決まったこと、ここで報告したこと、委員長がね。そういうこともあるわけですがけれども、とりあえずまずこれは動議ですから動議を受けたということにして即刻採決をしていただきたい、こういう要望を致します。議会運営委員会の開催は必要ありません。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） ですから、こういう間違ったことを議会に提出して、それを採決すれというのは、これは本当に横暴だと思いますので、いま一度、議運の方で精査をさせていただきます。お願いします。

○議長（藤原幸作） その前に、先ほど14番からありましたことにつきまして15番からお話しございますか。

○15番（伊藤栄悦） 先ほどの任期の取り決めということで書類的に何かあるかということをお話しされましたけれども、午前中のところでお話ししましたけれども、これはもう道義的に責任もからんでいるわけで、そのほかに議会というのはこういう議員間の信頼関係というものがこれ重要でありまして、議会の混乱とか、あるいは住民意思を反映した議会活動とか、住民に関係ある審議、議案審議に影響を及ぼすことも考えられると、こういうことで午前中話したことも加味しながらの不信任の動議でございます。

○議長（藤原幸作） 10番。

○10番（赤平末次郎） 今、伊藤議員がおっしゃったとおりですね、当該する議員の政治理念に対して信頼するに当たらないと、信任するに当たらないと、そういうことの動議ですから、そこら辺をよくよく肝要していただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 先ほど私が伺ったことに今15番議員が答えましたけれども、議会では議員の信頼が大切に考えられてやっているということではありますが、先ほど13番の佐藤議員もおっしゃったように13人で申し合わせをしたものだというお話がありました。しからば残りの方は、今日動議の賛成をされている方でもその申し合わせをされていない方もいらっしゃるのではないかというふうに思います。先ほど戸田議員も議運の審査とかそういうのが何もいないということも申されましたが、戸田議員も賛成をしているわけでありまして、この2番めの交代の申し合わせ、短期交代の申し合わせをしていたということについて、しからばどのような認識をお持ちであってですね、どういう確証を得てこの理由に賛同、賛成されたのか、その辺についてのお話はいただいているわけでありまして、いずれにしろ議会全体で話し合われたり決められたりしたことがない

ものであります。しかも何度も皆さんから言われているように、地方自治法上4年間の任期がある。そういう中で13人の勝手な取り決めが、これが議会の議論に反映されていく。議会のあり方に即していくのか、これが市民に対してどのような責任説明を果たせるか、そういうことを考えた場合に、このことをどういうふうにとらえているのか、そういうことを私はお伺いをしたいわけで、そのためにこのことに対して明確な証拠が示せるのか、風聞とか風評で語られてはならないのが議会のルールでありますから、その辺についてどのように考えられているのかお示しいただくべきだというふうに思います。

○議長（藤原幸作） はい、2番。

○2番（戸田俊樹） こういう申し合わせ事項について、じゃあ13人の中に入っておったかということになりますと入っておりません。はっきり申し上げておきます。ただ、政治の流れとしてね、皆さんが過去に今までやってきた段階のいろいろなものを見ますと、常にそういうことを自分たちでやってきていながらここで動議を出されて、これで証拠を出せ、ああだこうだということはどうですか、ナンセンスですよ。そういうことを申し上げておきます。

これは議長、あなたがこういう混乱を招いていることが一番の原因なんです、こういう事態がですよ。

○議長（藤原幸作） はい、3番。

○3番（児玉春雄） 先ほど伊藤議員から、そこで賛成者の立場としてそういう話があったかどうかというようなことを聞いておったと思います。私は完全にありました。皆さんも知らないと言うけれども、聞いてないことはおかしいです。これは絶対ありましたので。

○議長（藤原幸作） 6番。

○6番（藤原幸雄） 今ね、児玉議員がそういうことを言いますが、私も正直言ってよくわかりませんが、そういうことがあったとすれば、これは全く先ほどの繰り返しになりますが密室談合に当たります。我々議長、副議長を選任する際には4年間の思いを入れて投票したんですよ。それがね、あそこで決めたとかここで決めたとか私はわかりません、同じ会派にしながら。非常に、まさに温度差がございます。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 先ほど以来13名で取り決めしたと、そういうことです、この議場で議論になるのかどうかということです。私は先ほど以来、もう一度、議会運営

委員会の方でこのことがね、実際議場でどういう議論になって発展していくのかをもう少し研究させてくださいということで議運を開かせてくださいと言いました。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） 午前中も一度お話ししましたが、私ども議員必携というのがルールブックだと思っております。この中に動議出された場合ですね、まさに議長不信任でありますけれども、議長は動議が提出され所定の賛成者があれば、日程の追加を諮り、ついで議題に供して説明・質疑・討論・表決の順で議事を進めることになる、こういうふうに書いてあります。いつの間にか討論だったり賛成・反対の質疑もあったりして進んでいるやに聞こえますけれども、まだ日程にも追加してないし、成立もしたとかしないの宣言もないので、直ちにこれを打ち切って日程にのせ表決に入っていただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） これはあくまでも私的な会議のことですね。この議場から離れた、あるいは議会の委員長の委員会とかそういうところの話でもないわけですよ。ですから、このことを取り上げますと議会の今度はずね、議員の皆さんの私的な生活、そういうものにも直結していくと思いますよ。ですから、ここが大事なところなんです。あくまでも議会運営についてとか、あるいは議会の委員長である委員会での取り決めとか、そういうものに対する不信任であればいいけれども、これはあくまでも私的な会議の中で協議をしておるわけですので、じゃあこのことを採決するとなると今度はずね、議員が私生活の中でどういうことをしたかということもここで問われることになりますので、それでもいいかということをおし上げます。

○議長（藤原幸作） 先ほど20番からいわゆる議会運営委員会の開催という動議がございましたので、暫時休憩しまして議会運営委員会を開きます。

はい、17番。

○17番（中川光博） 確認を一つ一つしっかりしないとですね、あら探しとか穴探しとかいろいろこうなりつつあるような気がするので大変心配しております。一つ一つ整理していくとですね、まず動議が出されているので手続き上、今も9番の佐藤議員の言われた手続き上どうなのかっていうのを議長の方からお答えいただければありがたい。さらにですね、この提出理由1つと2つありますけれども、どうも午前中の議論と午後の頭の議論を聞いてますと、やはり1つめの理由、2つめの理由、これきっちり分けなが

らしっかり皆さんで審議する必要があるな。これはもう日程に上がってから審議必要だと思いますけれども。

1つめの理由はですね、ここにも書かれてますとおり、議長が独断的・恣意的でなかったかどうかという、これ理由づけですので、ここが一つのやはり貴重な議論の一つの流れ、これを確認しなきゃいけないと思います。まず1つめの議長が本当に独断的であったのか、そうでなかったのかというところが論点の一つはなっていると。それをちょっと確認、少しですね、確認だけしておきたいんですけども、この2月8日の会派代表者会議で議長が独断的だったのではないかということが問われているのかなという気が致します。そうすると、このまさに我々の持っている潟上市議会会派規程の5条の2にですね、代表者会議の議事は会派に所属する議員が3名以上の会派の代表者の協議による決定を旨とするというふうに書かれてますけれども、当日、代表者会議ですね、最後は議長、副議長に一任するというはそのとおりですけども、そこに至るプロセスがですね、プロセスがこの会議規則の5条の2をしっかりと経たのか経てないのかということだと思います。私も当日代表者会議におりましたけれども、肝心の最終の話し合いがこれから多分持たれるだろうと思ったところ、議長、副議長、運営委員長の3名が、三者の方々が別室に入り協議して最終案を持ってきたと。ここを考えると、第5条2を満たしているかいらないか、ここが一つの焦点になるだろうと思います。

あと提出理由の(2)ですけども、「短期2年交代の申し合わせをしていたが」ということがありますけれども、この申し合わせに先ほどの話で13名の方が入って、それ以外の方は入ってないということ、これは事実だと思いますけれども、その前段の部分にですね、理由の前段の部分に「県内合併市町村の動向をも勘案し、短期2年の交代」、こういう文面が入ってますけれども、これは私の個人的な賛成の大きな一番の理由ですけども、やはり議会のリーダー・サブリーダー、こういう人は2年でいいのか4年でいいのかという議論ですけども、やはりこの変化の激しいこの時代にあって、的確に市民のニーズを議会に反映させる、あるいは行政の施策に反映するためにはですね、やはり2年交代のシステムをきっちりつくっておくことが、これやはり市民の負託に応える、こういうふうに思っております。仮に、これに応えられないとすれば、これで議会が停滞するとすれば、これは市民にとってはリスクになるわけですから、そういう意味では2年で交代するシステムが出来上がっていくというのは、一つは市民に対するリスクマネジメント、こういう効果も大きいのかな、こういうふうにあります。

この1つめの理由、2つめの理由ありますけれども、多分論点はそのあたりに集約されてくるのかなと思います。議長にもう一度お答えいただきたいのですけれども、さっきの議事進行上の9番の佐藤議員から提出されました動議に対する手続きの見解をひとつお聞きしたいということと、もう一つ、その提出理由についての今どこが論点になっているのかという話をさせていただきました。

○議長（藤原幸作） ただいま17番から議長に対する質問でございますが、議長として答えてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） それでは議長としてお答えします。

1点の先ほど9番からありました動議の取り扱いでございますが、この議長不信任案ということは専決動議に私は当たるだろうということで、一番最初にやらなきゃならない、ほかの方の議案よりも先にやるということは当然でございます。しかしながら、議会はその判断材料がきちんとなければだめだと。今まで話し合っていたところは、いわゆる議長の不信任に相当するものかどうかと、こういうことが非常に大事であります。皆さんは選良として市民から選ばれてきておりますけれども、そういう中でその理由というものはきちんとやはりわきまえながら、この不信任案にどう対応するかということが基本線だろうと思います。それがやはり市民に対する責務であるし、議員仲間同士のやはり責務であると私は考えます。

それから2月8日のこととありましたけれども、プロセスの話がございました。これは皆様ご承知のように18日に文書を発送しまして、21日に会派代表者会議を開いております。その後、28日の午前中に集計をしまして、その際に31・1日にわたりまして会派会長の方々とも協議しました。そして、それについては最終的な前の調整であるという話をしております。電話でもやったと思います。それはやはり最後の調整の前の段階だというふうにご理解賜るということで皆さんに話をしております。そして5日の日、議運を開きまして、議運でもいろいろご意見が出まして、最終は8日ということで議運の意見を踏まえながら8日の日に、先ほど3人ということもございましたけれども、そういう中で正副議長に一任してほしいということで、いわゆる議運の委員長も立会人ということで私がいさつしました。そしてその正副に任せたことについては正式な議会に諮りますので、これでもって了承してほしいと、こういうことになりました。それ対しまして異論もございました。それについては異論もありますけれども、みんなの決めた

ことでありますのでこれでいきますということをしたと、こういうことでございまして、私は先ほど民主的でないとかいろいろあったわけですが、非常に民主的に進めたと。私は就任当初におきましても公正・公平にやると、私は無私の立場でございます。そういうことでございますので、自分の信意によってこれを曲げるということにはございません。そういうことですので17番のご理解を賜りたいと、こういうふうに思います。

それでは暫時休憩します。

午後 1時55分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き議事を再開致します。

5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会の報告を致します。

午前中の報告にもあるとおり、提出理由1についての「決定の手法は、中立・公平・公正さに欠け、独断的・恣意的・作為的・非民主的であり」ということは一切なく、2月8日の会派代表者会議でも正副議長に一任の最終確認を取り、正副議長・議運の委員長の調整案についても議長より会派代表者会議で詳細に説明をしております。説明後、佐藤 昇議員からは再考の話がありましたが、他の会派の代表者からは特に何もありませんでした。議長は、これまでどんな場面においても「全会一致を原則とする」ことを念頭に議会運営を行っており、ぎりぎりまで調整した結果であり、最終的な決断は「正副議長に一任」ということで行ったものであります。

提出理由2については、申し合わせがあったことは確認できません。13人の話し合いが申し合わせに該当するとは言えず、また、この13人の話し合いはあくまでも私的な話し合いであり、これが議場で取り上げるべきものには当たりません。

また、「議員間の信頼関係を損なうことになり、議案審議に影響を及ぼす」ということは、これはあくまでも過程の話であり、議長の議会運営においてこのようなことはこれまでもありません。

また、議員間に政治的な思想の相違、考え方の相違は当然にありますので、その部分で議長を信頼できないというのは個人の好き嫌いと同じレベルであり、議場で取り上げて不信任とする理由にはなりません。

地方議会運営の問題点・留意点の参考書によれば、「例えば、会派間の対立で議長不

信任決議案を提出することは、議長職を政争の具にするものであり賛成できません」とあります。

このことを再度申し添えて、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） 議会運営委員さん御苦労さんですが、ひとつお尋ね致します。

ただいまの発表、会議の内容については、審査権と調査権と議事整理権という中でどれを使って審査なり調査なりしたのか。今、委員長は、一言一句言葉尻を取るわけではございませんが、あたかも自分もその場にいたような話ですが、全部の会議に出席しておられたかどうか。議運の委員長さんが報告した例えば調査権でも審査権でもいいですか、議会事務局長、これの権限どこまであるのか、お知らせいただけますか。ひとつ言ってくればいいんです。審査してきたのか調査してきたのか、議事整理権の中でどこでやってきたのかということで、事務局長も宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） あくまでも議事整理について審議しております。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。議長として答弁します。

議会運営委員会に対する、動議の中身について正確でなきゃならないということで議長が議運に諮ったとご理解賜りたいと思います。議長のいわゆる議長整理権の中に入っていると、議事運営の中に入っているとご理解賜りたいと思います。これは議会運営委員会としましては動議の中身が不正確であればだめだということで取り上げたということでご理解賜りたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） そうしますと3名の方々に協議されたと思うんですけども、その権限はどこまであるんですか。提出した方も呼んで意見を聞いたりしないでやられたと思うんですけども。

○議長（藤原幸作） 5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） あくまでも提出理由について審議致しております。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 議会運営委員長と、それから局長にいわゆる動議のあり方、方法、それからもう一つは先ほど佐藤議員から話された議会運営委員会の権限でありますけれども、その審査権というのはどういう権限で、調査権っていうのはどういう権限で、そ

して議長の議事運営は動議に至って議事にされていないものを、それを審査権として議事のあれでやっていくと、こういうことはよいのですか。まずは先ほど言った議会運営委員会の権限、調査権・審査権、そして議事運営にかかわっていわゆる整理権と、こういうことが今の段階でどう解釈したらいいか、お答えください。

○議長（藤原幸作） はい、5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会は、あくまでも議事運営のみにして審議しております。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 議事運営ということで審議しておりますけれども、審議する内容がその背景ですね、これはやはりその権限に基づかないと、これはどうにもならないわけです。ですから審査権もあり調査権もあって、いわゆる議会運営委員会は動議を提出したその内容について生殺与奪の権を持っていると、こういうことなのでしょうか。

○議長（藤原幸作） はい、5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） あくまでも議事運営のみにて審議しておりますので、そこをご理解ください。このたびはよって提出理由のみにて審議しております。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） そうするとですね、これはね、これは最後には全部審査したわけでしょう。それで提案しないということでしょう。議事に上げないということでしょう、結果的には。

○議長（藤原幸作） はい、5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 何も報告で、これを議事にとらえないということは報告しておりません。

以上。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） そうすると、何のために議会運営委員会を開いたのですか。

○議長（藤原幸作） はい、5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） あくまでも提出理由がこのとおりであるものか、ないものかということを経査したものであります。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） そうすると精査したということは、いわゆるあなたの方の提案し

たものはこれを全く不当なもので内容は全く当たらないと、こういうことでいわゆる精査をしたと、こういうことですか。

○議長（藤原幸作） 5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 何も不当ということは一切申し上げておりません。あくまでも先ほど報告したとおりであります。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） そうすれば、これは議会運営委員会のこれは権限と言うんですけども、先ほど言ったように審査権というのは、これは審査することです。それから調査権というのは調査をすることです。調査をするのは質疑をして、この中身がどうか皆さんに質問したりして聞くことです。そしてその上で結局どうであるかということは議会に諮って、そしてすべてこういうふうに順調にね、順序立てしていくはずなんです。ところが今の段階だと議会運営委員会は審査権までも行使して、そしていわゆるどちらが悪いか、どちらがいいかというこのことをね、3人の委員で決定したと。私は最終的にはね、これはどちらになるかはこれはお互いに行き違いもあるし、そこで議会という場所でこれは諮るべきだ、こういうふうに思います。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） いいですか。

○議長（藤原幸作） はい。

○11番（藤原典男） 今、議運の報告受けましたけれども、一応どうも誤解しているみたいなんですけれども、午前中もそれから午後からもですね、提案理由について審議していると。これが本当に動議に値する理由なのかということ審議したと思うんですよ、聞きますと。ところが私こうやはり聞くにあたっては、やはりこれ動議を提出するだけの理由にはならないと。ですからまた再考してくださいということなんです。私極端に言えばですね、2のところはやはりもう本当に公的な場所で決めたわけでもありませんから、そこは削除していただきたいと、そういうふうに私は思います。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 今お話しありましたけれども、これはですね、やはり行き違いというか、お互いの、私は提案者ですからこの提案というのはこれは間違いなく事実に基づいて私が提案者となって賛成者11名で出しましたので、私はこれはそれで結構だと、こういうふうに思って正しいと思います。ですから、それがどうなのかということは、

これはもういくら議会運営委員会を開いても同じようなことが繰り返えされて延々と続くと、こういうことでもありますから、やはり最後にはね、議会のみんなで話し合っ、結果ですね、採決のような格好で終結するべきだと思います。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 今15番議員からそういうお話があったわけですが、議会運営委員会はたまたま今1名欠員が出ているわけでありまして、3人で恣意的に協議したり決定したりしている場面ではないと思っております。議会運営委員は我々が選挙で選んで決めた委員会であります。先ほど調査権・審査権ありますけれども、その中ではやはり私は議長の諮問に関して、諮問を受けてそれを精査したということでもありますので、議会運営委員長は報告どおり議会運営委員会の審査を尊重すべきだろうと思っております。我々が我々の意思で決めた議会運営委員会ですから、その決定はやはり重要だと思います。議会は本会議だけが議会だというわけではありません。常任委員会もあります。特別委員会もあります。そういう総合的な部分が議会ですので、委員会の審査内容も我々は尊重しなければならない義務があると思っております。本会議だけで決めればそれでいいということになれば、常任委員会に議案の付託をする必要もなくなる、本会議主義を取ればいいということになります。それでは審査のはかどりがどうか、それが市民生活にどう影響するか、そういうことを考えてこの議会は委員会中心主義を取っているわけですから、その議会運営委員会が設置されている以上、議会運営委員会の決定は大変重いものがあると我々は認識しなければならないと思っておりますので、その辺も考慮に入れて決定されるべきということで、議会運営委員会の報告を重視するという考え方にしなければならないと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 今14番からお話しありましたけれども、この前に議会運営委員会の権限について、私たちは基づいてそれで決定をしなければいけないわけですね。ですから、議会運営委員会の権限が曖昧なままにいろいろなことがなされているということは、委員会のいわゆる調査権・審査権というものが全部、議会運営委員会に付託されて、そしてこういう結果になっているのかどうか、ご判断をお願いします。

○議長（藤原幸作） 議会事務局長という指名がありましたけれども、私からお答えします。いいですか。法の解釈だから議長でもいいと思います。これは議長の、議会運営委

員会というのはご承知のように議長の諮問もできるという中で調査・審査ということも当然あるわけでございますが、いわゆる今回の動議の中身について皆さん、これ最終的には皆さんが判断するわけです、全議員が。そういうことがございますので、その中身について議運でどうですかと。議運でもってそのことについていいとか悪いとかという判断じゃなくて、さらに今の動議の中身について精査すると、こういうことのご理解を賜りたいと、こういうふうに思います。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） そうだとすれば、もう何回も何回もこういう結果、議運ということなされてですね、そして時間が経過した中では、やはり先ほど議長が言ったように一定のこの結論というかね、これもやはり出さないと、これは言い分というのはそれぞれこちらもあり、こちらもありですから、やはり議会の中で全体としてどう考えるかということ、これを問わなければならない時期ではないかと思えます。

○議長（藤原幸作） 今報告終わりますと、すぐこれは専決動議でございます、先ほど申し上げたとおりでございますので、日程に取り上げるという運びでありますけれども、いろいろご意見が出ましたので延びているということでご理解賜りたいと思えます。

はい、13番。

○13番（佐藤 昇） 今、議会運営委員会のことでいろいろと議論されておるわけですが、私の解釈は議会運営委員会があくまでもこの本会議にスムーズに物事が流れるように調整するということが議会運営委員会だと私は解釈しております。しかし今、委員長さんのお話によりますと、私ども相入れないものがあります。ですから結局は本会議で皆さんの意見を採決という方法で取るべきだと私は思います。

○議長（藤原幸作） 先ほど申し上げたのは、ちょっとご理解賜らなかったと思えますけれども、日程協議に上げるということはその次に進むと、こういうことでご理解賜りたいと、こういうことでございます。

なお、今議会運営委員長に対していろいろありましたけれども、議会運営委員会は議会運営に対するもの、それから議会の条例・諸規則に関するもの、それから議会の議長の諮問の問題といろいろあるわけですが、そういうこと全部ということでご理解賜りたいと。いわゆる動議出た場合にその中身についてどうだかということは、いいとか悪いとかじゃなくて、いわゆる審査するということでもありますので、ご理解賜りたいと思えます。

お諮りします。議長不信任決議案は緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに審議することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって、議長不信任決議案は緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更して直ちに審議することに決定しました。

【追加日程第7 仮議長の選任を議長に委任する件】

○議長(藤原幸作) 追加日程第7、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

本日、堀井副議長が欠席不在のため、地方自治法第160条第3項の規定により、議会は仮議長の選任を議長に委任することができるとあります。よって、この会期中における仮議長を議長に委任願いたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

7番佐藤恵佐雄議員を指名します。議長席にお願いします。

暫時休憩します。

午後 3時45分 休憩

午後 3時46分 再開

(7番 佐藤恵佐雄議員 議長席着席)

○仮議長(佐藤恵佐雄) 私が地方自治法第160条第3項の規定によりまして、仮議長を私が議長の職務として行います。

【追加日程第6 議長不信任決議案】

○仮議長(佐藤恵佐雄) 追加日程第6、議長不信任決議案を議題と致します。

9番佐藤議員。

○9番(佐藤義久) ただいまの案件は22番の藤原議長さんの一身上のことです。で除斥に値すると思うのですが。

○仮議長(佐藤恵佐雄) 地方自治法第117条の規定により、藤原議長の退場を求めます。

(22番 藤原幸作議員 退場)

○仮議長（佐藤恵佐雄） 15番伊藤栄悦君、提出者の説明を求めたいと思います。はい、伊藤議員。

○15番（伊藤栄悦） 15番伊藤栄悦です。提出理由を申し上げます。

この理由は先ほどの質疑においてほとんど申しておりますので、ダブる点もあるかと思いますがご了承をお願い致します。

議長は議会を構成する議員の総意を体現するに当たり、中立・公平・公正な議事運営を行う責務があると考えるものですが、潟上市議会常任委員会構成委員の選出に当たり、中立・公正・公平さに欠け、独断・恣意的と思われる決定がなされたこと、常任委員会委員選出に当たっては1月21日、全会派代表者会議が持たれ、透明性を図る観点から2月8日の全会派代表者会議には全議員の希望調査表と調整内容案を提示し、協議の上決定すると確認しました。この間、潟上市議会会派規程5条に基づく議員3名以上の会派代表と議長との数回に及ぶ話し合いが持たれ、1月31日に調整案が成り、全会派代表者希望調査表と調整案を合わせて提出の運びとなっております。

しかし2月8日の会派代表者会議では、それまでのプロセスの説明や調整案の提示はなく、全議員の希望調査表のみが提出され、出席していた議会運営委員長から調整のための4項目が示されました。皆さんにお渡しになっていると思います。異論はある中、関係各派代表者との話し合いが持たれないまま、議長、副議長、運営委員長の三者による別室での話し合いがなされ、新しい調整案が示され、議長の報告をもって会派代表者が了承したものとするとし、決定されました。

その内容は、議長と議員3名以上による会派代表者との協議による調整案とは大きく異なっており、その決定の手法は中立・公平・公正さに欠け、独断的・恣意的・作為的・非民主的であり、容認できるものではありません。

2つめでありますけれども、潟上市議会議長、副議長の選任に当たっては3町合併後の選挙による初議会であることや県内合併市町村の動向をも勘案し、短期交代の申し合わせをしていたが、議長はこのことを認めず、任期中在任を主張しております。このことは議員間の信頼関係を損なうことになり、議会の混乱、住民意思を反映した議会活動や住民に関係のある議案審議に影響を及ぼすことも考えられることから、当時、同一会派で推挙した議員の一人として誠に残念で断腸の思いではありますが、議長への不信任動議を提出するものであります。

以上であります。

○仮議長（佐藤恵佐雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。14番伊藤議員。

○14番（伊藤 博） ただいま提出されました動議につきまして質問致します。前に行われました意見と重複する部分もあろうかとは思いますが、質問させていただきます。

2度にわたる議会運営委員会の報告を聞くところによると、今提出理由に述べられたような委員会の構成をするに当たっての行為は、中立的で公平なものであったという報告が行われております。また、提出理由の2番めのところに当たっても、議会運営委員会で報告された内容のとおり確認ができていません。私も午前中からの質疑の中でそういうものはっきりとあるのであれば、きちんと客観的に判断できる証拠、わかるものがなければならない。それが議会運営委員会にも提出をされなかったわけでありますから、当然、議会運営委員会の中では確認ができないという報告は行われると思います。

こういうことが行われた理由として2つ述べられているわけでありますが、前にも述べましたように委員会構成については議長、副議長に一任をされた問題でありまして、それが会派代表者会議で承認されているという事実があります。それがなぜそういう経緯をたどっているのにもかかわらず、なぜ不信任の理由に当たるのかひとつわかりやすく説明をしていただきたい。

もう1点めは、提出理由の2点めの短期交代の申し合わせという部分であります。先ほども言いましたように客観的に判断できる材料が何一つ示されない中で、この提出理由を述べるということはあまりにも軽率ではなかろうかという判断もできます。客観的判断ができる、そういう材料を示しつつ、なぜ提出できないのか。

議長の不信任という大変重大な動議であります。こういう重大な動議について、このような根拠の希薄なものに基づいて軽々に行うものではないと強く思います。そういうことについて、1番め、2番めの理由の裏づけ、根拠についてどういうことがあるのか、わかりやすくご説明をお願いしたいと思います。

○仮議長（佐藤恵佐雄） 15番伊藤議員。

○15番（伊藤栄悦） 今14番の伊藤議員からお話がありまして、根拠のある、証拠もないのという話もありましたけれども、午前中からの質疑というかお話がなされまして、そういう質疑の中でもう十分に皆さんにお話を致しました。私は具体的になぜ独断なのか、なぜ恣意的なのか、また、なぜ作為的なのかということについて具体的に申し述べると言えば申し述べますけれども、ここではこの私の提出理由をもってこの回答と致させていただきます。前にもお話ししましたので、これ以上申し上げられません。

○仮議長（佐藤恵佐雄） 14番伊藤議員。

○14番（伊藤 博） 全く質疑がかみ合わないわけではありますが、私の質問に対して提出理由で答えとするということでありまして、今、私が指摘した1番めも2番めも全く客観的根拠に欠けた理由の希薄なものに基づいた動議だということを示し上げました。これについて何ら回答されることなく、この理由がすべてであるということでは言われませんが、何度も言うように誰からも客観的に判断ができるというような材料がないものをもとにして、議長という職責に対して不信任だと、信任できないということは、あまりにも軽々しい行動ではないでしょうか。これを実行する、納得させるということであれば、それなりの材料を用意して提示していただかなければ、絶対にこれは、この理由だけでは真実がわからない。どこに、いつどこで誰がこの2年交代の申し合わせをしたのか。もっともっと明確にしてもらわないと、この理由だけですと、これだけではあまりに理由が希薄だと思います。再度このことについてお伺いします。

○仮議長（佐藤恵佐雄） 15番伊藤議員。

○15番（伊藤栄悦） 今またその具体的に、こういうことではありますが、今申しましたこの中で、さっきも2月8日の会派代表者会議でのプロセスというものが全くないと。いきなりそういう議長の諮問に基づいて、諮問というよりも議長と副議長と運営委員長でそういう異論もある中で、常任委員会の委員構成というのは議長提案の全会一致をもってやらなきゃなかなかまとまらない、そういう案件でありまして、そういうことに基づいて1月31日というその日に調整案がなっていたのに、そして約束事もあったのに、それを全く議題にも説明もなしにこういう調査表だけが出されて、そして報告、議長、その調整の結果を議長の報告をもって会派代表者が了承したという、そういうことでもう決着をしたと。これはやはり全員のその了承というものを得るためには、いま一度、民主的な方法でお互いに話し合いをしながら、異論のある人の意見を聞きながら、そして決定しなければいけないものであると思います。

また、私は恣意的な部分というものは、その部分にも含まれておりますけれども、この作為的ということも、これは非常に強い言葉ではありますが、これはなぜそういうことを私が述べたのかといいますと、議長、副議長・運営委員長のこの決定、いわゆる新しい調整案の中は、委員の振り替えがございました。それによって委員会の構成というものが、これが大変異なっておりまして。そのことは、これは相当の大きないわゆる作為というよりも、いろいろな意見、事があってそういうことではなかったかと。別に本

人に伺ったわけでもなしに、そういうことはやはり私は独断ではなかったかと思うものであります。

そういうふうに本来、議会の総意というものを体現するために議長というものがいて、それを議長の代わりを副議長が補佐していくと。一心同体でありますけれども、そういう方がこういう議事運営って言ったらいいか、そういうものを行ったということで、これはそういうふうに私は主張していることで、これは事実に基づいて述べているところであります。

それから2つめですけれども、これは皆さんわからない、わからないと言いますが、この議場にも一緒にいた方がたくさんおります。その議場にいるこの方は知らない、そんなことはない、こう言います。しかしながら静かに自分の心に聞いてみれば、それは偽りであるということは私はわかるのではないかと思います。ですからそれはそれとして何名か、13名ですか、そんなことはそれとしても、私はやはり議場の中でも自分が一緒にいてそういうことを話をして、そういう結果を引き出したと、そういう結果をすべて認めないで、そしてこういう結果を引き出していくと、こういうことは私はやはり選良として、いってみれば市民の代表者として公約というわけにはいかないですけれども約束をして、そしてここにいる議員というのはそういうことではいけないのではないかと。ということから、私は大変人間が単純なもので、そういうことかはやはりこれはしっかりとそここのところはけじめをつけて、それから私は今の議長さんもおります、副議長さんもおります、それはやはり私たちの人間の信義として話し合いをして、そして私は次の段階に進んでいくべきだと思って大変努力もしてきました。しかしながら、結果としてこういうふうになってしまったことは非常に残念で断腸の思いであります。

以上であります。

(「議長、14番。」の声あり)

- 仮議長（佐藤恵佐雄） ちょっと待ってください。今までの議会においても質問とか、それから答弁とか3回でありますので、これを最後にひとつしたいと思っておりますので、14番伊藤議員。
- 14番（伊藤 博） 最後ということではありますが、今の15番議員の発言の中で2月8日に代表者会議であったということでもありますけれども、なぜですね、2月8日の代表者会議をやめないでですね、全員でしならば諮らなかつたのか。議会の総意が大切と先

ほど申しました。決め事は議会の総意があって大切だと。しからばなぜ、議会会派の代表者だけでそれを決めようとしたのでしょうか。議会会派で決めないで、一部の人間で決めないで、なぜ全員が集まって決めるようにしようと、なぜ言わなかったのか。一方では一部の人間で集まって委員会構成を決めようということをやっておいて、その結果が不満だからそうだというのであれば、あまりにも不条理な話であります。今後もやはりこういうことがあれば、何かがあって決まり事に不満がある、不平があるということになれば、そのつど議長に不信任案をかけて揺さぶるぞというような、そういうような市民不在の不毛な混乱した議会をここで招いていいのかどうか、よくお考えをいただきたいというふうに思います。なぜ会派の代表者会議で決めようとしたり、議長、副議長に一任をしたりしたのか。議長、副議長に一任をしたり会派代表者で取り決めようということをやっているのは、とりもなおさず会派代表者の皆さんです、議員です。それがやっておいて結果が不満だからこうだというのは、何回も言うようですが非常に理解しがたい不条理な話であります。

また、2番めの申し合わせの件については、皆さん聞いた人も多いはずですが、午前中とかの議論もあったように議員全員がわかっている、周知しているというような話が申し合わせであって、当然、議会の中で申し合わせがあればその記録したものが必ずどこかにあるはずです。もしそういうものがあれば提示をしていただきたい。客観的にどなたから見ても、なるほど申し合わせがあったというものがない上で13人だけが知っている、それでは申し合わせと言えるのか。そのことはきちんと議会運営委員会の報告にもあります。誰も確認ができていない。そういう現実に基づいてこの提出理由があるということでもあります。

先ほどの答弁で選良として選ばれた人間が総意で決めていくんだというお話をされましたが、市民から選ばれた、負託された私たち選良がそういう13人だけの密室の政治的談合で人事のたらい回しをしようなんていうことが果たして選良のやることでしょうか。それは間違っているはずです。そういう話が先ほどもいろいろ出ましたけれども、戸田苑だとかお店の名前も出てきましたけれども、お酒を提供される場所です。そういうお酒を提供される場でどういう話が出たか、それはいろいろな話が出たと思います。そのお酒も混じった中での話の中で出た話が申し合わせだと、イコールだということには非常に無理があるお話だというふうに思います。

こういう選良としてと申しましたけれども、選良が密室の談合をやっている。全くこ

こには市民が不在です。市民不在の議会でいいのでしょうか。我々は市民に選ばれて負託を受けている議員です。それが一部の人間だけがそうだというような話では市民にどう説明をするのか、説明責任を問われたときにどう言うのか、その辺がおかしい話であります。

前段で議会の総意で決めるべきだというお話をしておきながら、片や2番めのところに行くと13人だけの一部の人間での申し合わせが生かされるべきだと。総意が反映されていないじゃないですか。1番めと2番めのお話では総意でやれ。委員会の枠組みは総意でやれ。2番めの議長、副議長の2年交代は13人の密室談合でやれ。どこが総意でやれなんですか。1番めと2番めの話は非常に矛盾しています。ですから、こういう理由の乏しい希薄なものに対してこういうふうになんか人の職責を奪うというような軽々なことはよく考えて行わなければ、今後、潟上市の市民生活に影響を及ぼすことになると思います。その辺をよく皆さんも考えられた方が宜しくないかと思います。

以上です。

○仮議長（佐藤恵佐雄） はい、15番伊藤議員。

○15番（伊藤栄悦） 今それぞれお話がありましたけれども、これも私の最後の話となると思います。

会派代表者、一人会派も入って、これはみんなで決めるということは会派規則の中で決まっていることで、別に非民主的なことでも談合でも何でもございませぬ。

それから議長、副議長に一任ということですけども、それが最初から一人歩きしているような格好で論議されておりますが、これは最終的にすべてどうにもならない、調整ができない状況の中で議長、副議長に一任するんだと、こういうことで、最初から、はい、議長に一任しましたよと、1月21日にもそういうことはございませぬ。そしてまた、先ほどの運営委員会で取り決めた4項ですけども、このことについても私たちが別にこれにかかわって決めたわけでも承認されたわけでも何でもございませぬ。ですから、これはやはり、そして最初のときは5日の日の運営委員会で決めて、8日の日に運営委員長から口頭で話があり、そしてこういう次第になっていて、後になって14日か15日になってこういう内容が示されてまいりました。これもまた運営委員会で果たしてどうなのかということ是非常に独断的な、4番に至っては大変独断的な決定であったと私は思います。そして先ほど話したように、言ってみれば恣意的・作為的な要素もその中にはあるようだと。あるようだというよりも、現実起こります。そういうことの中で

私たちは、これはやはりプロセスというものを十分に体して、そして全体の総意を体現して何の不満もなく全員で決定すべきというふうに思っておりましたが、実はそうはいきませんでした。そういうことであります。

以上。

○仮議長（佐藤恵佐雄） ほかにございませんか。13番佐藤議員。

○13番（佐藤 昇） このことが正式に議題になりましたので再度申し上げたいと思います。午前中にも話はしておりますが、ただいまの伊藤議員が質疑されておる1点めと2点めについて私からも提出者に賛成する者でございますので、その事実を申し述べたいと思います。

1月31日、2月1日、議長から呼ばれました。これは3人の交渉会派、午前中も申し上げましたように会派規程に定めたものに則りまして議長と調整の中に入りました。そして私どもの会派の中の方々と打ち合わせをしまして、変更したり了承いただいたりしておりましたし、議長もそのことはわかっております。2日めも同じでございます。

ところが、2月8日の日にほとんど了解しておりました案からかなり離れまして、その中に何があったのかということですが、その間に調整されたということは極めて公平・公正・透明さが欠けるということで、私は会派代表者会議のとき異論があると、この形であれば納得できない議員もいるということをおし上げてきました。そのことがもとでもありますし、そのような方々がこの連名した議員の皆さんであります。

もう1点めの2のことですけれども、まだ2年前、私ども初議会、合併後の初議会で市民の皆さんから選良された議員が遊びでやっているものではありません。議会活性化、潟上市議会の、潟上市民の発展を目指していろいろ人事をどうするかということは、やはりどこの世界でもあるわけです。その話し合いをしたということが午前中にもお話ししました。その中には議長もおりましたし副議長もおりましたし、伊藤 博議員もおりましたよ。これは2回じゃなくて何回もやったんですよ。いいものにするために。そしてどの方法がいいのかということで、他県、他町村の合併後の議会がどうあるべきかということをお聞いたところ、2年交代が70%近いと。じゃあその線で行きましょうということは事実あったんですよ。皆さんいるんですよ。私、一人一人名前を覚えているし、みなわかってます。それはまずいいでしょう。そういうことはいくら私的だとかどうかと言っても、私は日常活動において一人の議員として前向きにそのような話し合いに応じて前を向いて前を向いて今日まで話しした経緯がございます。したがって、これは

何の拘束力も持たないとか、法的に言えないとかと言いますが、これは人間の信義の問題であります。信頼関係で築き上げたものでありまして、当然、2年のときになったらやはりそのことをどうしましょうかというテーブルに着いて皆さんで決めていくということであれば納得はしますが、そういう会を何回もやってくださいと、提出者が申し上げましたように何度も努力したということは、そのことなんです。そして今日まで来てしまいました。こんなときはどういう方法があるでしょうかと。議長さんにも栄悦さんと一緒に行きました。何とかひとつこういうふうにならないようにしてもらえないかということも話はした経緯がございます。このようになることは残念で断腸の思いでございますが、このような方法を選択した次第であります。

以上です。

○仮議長（佐藤恵佐雄） この質疑は説明者に対する質疑でございますので、提出者に賛成の方の質疑でないということをちょっと申しておきたいと思っております。そういうことで、ほかに質疑はございませんか。6番藤原議員。

○6番（藤原幸雄） 先ほど15番さん、あるいは13番さんからそれぞれ議長がいわゆる独断先行でこの委員会構成を作ったと、一言に言えばそういう考えでお話のようございました。私はそう思いません。議長はやはりそれなりのプロセスを積んで、いわゆる手続きを踏んで会派代表者会議において確認をしております。これは皆さん、会派の代表者に配っておると思っております。私は今日見ました、私は代表者でないから。そのことにいろいろ書いてね、私どもにいわゆる希望調査というものが来ておりました。第1希望はどこかと。もちろん同じ常任委員会には行かれませんが。私は現在まで総務委員だけでも、別の委員会に行きました。2番、3番とありましたけれども。そういうプロセスを積んだところ4人の方々がわからなくてね、大変失礼だけれども、また同じ、例えば総務委員会に2人、産業委員会に1人、社会厚生に1人ですか、その4人をどうしたらいいかなということで正副議長にそれ相応に相談した結果ね、最終的に正副議長に一任しようということを確認しておる。これを見ればよくわかると思っております。ですから私は議長の独断先行というのは全く当たらないと思っております。

それから2番めのことでございますが、会派云々、13名云々とありますけれども、私も13名の1人で行きました。しからば当時の会長さん、3会派ですか、会長会議とかいろいろな連絡事項があったのかどうか。私らにそれすら何も全然教えられていません。ただ投票のときには、議長には藤原幸作議員と、副議長には堀井さんということで、そ

しと私どもは1票を投じるときに4年間という思いで地方自治法に則って投票したということは先ほども申し上げたとおりでございます。それを法律的なことを超えて我々地方議会がそれをできるのかどうか。これは全く我が国は法治国家でございます。私ども先ほど来、参考書を見ましたところ、こういうことが絶対あってはならないし、市民不在になると、こういうことが書かれております。ですから、やはり伊藤 博議員も申し上げましたけれども、それなりの証拠となるものをきちっとやはりそろえなければならぬと。あわせて、私も議運の一人でございますけれども、3名で何ができるかできないかと。本来であれば4名であったんですよ。私ども無理して3名で首切ったわけでもないんです。成田議員がちょうどご逝去されたということで3名で一生懸命頑張ったという結果が先ほど委員長の答えにもあったとおりでございまして、大変賛成者には無理があるようなことも言ったというようなことを申し上げたいと思います。

答弁はいりません。

○仮議長（佐藤恵佐雄） はい、20番西村議員。

○20番（西村 武） 先ほど伊藤議員よりの不信任案に対する提出理由が説明されました。私もこの会派会議に出席しておりまして、大変事実と反するところが多々あります。

まずその1点めと致しましてですね、先ほどもお話がありましたように、まず1月21日の代表者会議ではですね、まず28日までのですね、自分の所属したい、そういう委員会に希望を出すというようなことで会派代表者会議でございますので、その会派に帰ってよく相談をして出してくださいと。

ですから2つめはですね、原則と致しまして今藤原議員も申されましたように同じ委員会を出した場合は、これは調整委員になりますよということで各派代表者は異論もなくそれを承諾致しました。

そして3つめでございますけれども、この調整方法等につきましては議長、副議長に一任すると、こう言われました。その中の会派代表者会議の中では、今言ったように3人以上の交渉会派の代表者もおおりまして、それを一任したわけでございます。

それからまずもう一つはですね、2月の8日の日も同じように会派代表者会議の中ではこの3人以上の交渉ですね、交渉会派の代表者もおおりまして、これもまた議長、副議長に一任と、こういうことでございます。議運の委員長はその立会人として行ったわけでございますので、議運の委員長が入ってこれを調整したということはございませんので、伊藤議員わかりますね、そのことは。あなたもちろんといて決めたじゃないですか。

そのように、そしてその佐藤 昇議員もですね、その交渉会派ですね、3人以上のね、この中で議長、副議長に一任ということで、まず一任されまして、今の議運の委員長が立ち会いのもとで、それを調整してきました。そして発表した後に異議があると、こう言われたので、じゃあ何でそのときにこれはできないということは一言も言いませんでしたので、言いませんでしたよ、本当に。そこを藤原典男議員もおりますけれども聞いてみてください。そのようなことですので、全くこの報告とは相違がありますので、私はこの動議については反対します。

以上です。

○仮議長（佐藤恵佐雄） はい、15番伊藤議員。

○15番（伊藤栄悦） 今、西村議員から話されましたけれども、私が言っていることと相当落差があるようで結局行き違いみたいなことになるので、これはやはり最終的な段階で決めるしかないんじゃないかと思います。

○仮議長（佐藤恵佐雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○仮議長（佐藤恵佐雄） 質疑がないようございますので、これで質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討論ありますか。

討論がある場合は、最初に本案に反対者の発言を求めます。11番藤原議員。

○11番（藤原典男） 私は提案されています動議に対しまして反対の意見を述べたいと思います。

このいきさつはいろいろあると思いますけれども、やはり原因というのは自分の思いどおりに所属する委員会に行けなかったということが、市民から見れば明らかなんですね。私はそう思いますよ。本当は、この議会というのは市民のいろんな生活についてああだこうだということを活発に議論すべきなのに、自分の所属する委員会がこうなって、そのやり方がどうのこうのでやはり議長に不信任突きつけなきゃいけないというようなことになれば、今まで鴻上市がいろいろ頑張ってきたこと、市長や皆さんと一緒に頑張ってきたことがね、この一瞬で私はやはり無になると思うんですよ。ですから、これはやはり再考していただいて取り下げるべきだと。市民から見ればね、明日の新聞を見ると、これ何だと、市民不在でこういうことをやって何の得があるんだと、私はそう思いますよ。

それから13人の議員の方があれこれの申し合わせをしたということをしておりますが、

私はさっきから言っているように、それが議場の中でね、全員が確認されたものであれば私はよしとしますけれども、それが私の知らないところでですね、聞けばやはりお酒の入っている席で申し合わせというのはね、そういうことなんでしょう。お酒の入る場でやったんですよ、それはまず。ただ、私は場所を聞けばそういうふうに私は判断しますよ、まずね。知らないから、知らないから密室でやっているんでしょうということなんです。この公の議場の場でみんなを確認されていけばね、それはそれでよしとしますよ、私も。でも、特定の人方が勝手に集まって申し入れだと。そのことを動議に出すというのはね、やはり議運がこれはもう値しないということは私まともなことだと思います。やはり市民生活を考えるいろいろな議論の場がね、こういう議事運営、いろいろなことをめぐって議論するというのはやはり反省しなきゃいけないという意味で私は反対の討論を終わります。

以上です。

○仮議長（佐藤恵佐雄） 次に、本案に賛成者の発言を許します。16番菅原議員。

○16番（菅原久和） 私、賛成討論をさせていただきますけれども、午前中から今までもうほとんど言い尽くされたような感じがしております。ただ私が議長の不信任案を出したということは、先ほど会派の常任委員の決め方というか、そこら辺の持ってくる部分が非常に納得が行かない。というのは、21日の日に会派代表者会議において公平に、しかも希望を取ってガラス張りのような透明性のあるような形で選考していくということでありました。その中において、最終的に数が4つの委員会に合うような形であればいいんですけれども、ばらつきのあったときにおいては議長、副議長に一任するという話はみなで納得している話でございます。その中で先ほど議長も皆さんの意見を大いに取り入れて、そして聞いて透明な形でやろうとするために3人以上の交渉会派の招集をかけたのではないのではないかと私は思います。そこまでは私は非常にいいと思っております。

ただ、その中において、31日の日においてばらつきの調整に当たっては同じ委員会に所属している人を第1対象という形で調整をしました。そして、その中で異動の中で本人との話し合いをしまして了解も議長が取っております。そして、しかも議長、副議長、会派4会派、これもみな了解ということしております。それが突如として変わるということは、しかもその後、ひとつの相談もなく何の話もなく議運の中で話されたのが重要視されたような形で進められてきたということは非常に、しかもそのとき最終的に反

対の意見も出ててもそれを採決するということもなく、あとそれが了承されたものだというような形で進められてきたこと自体がやはり非常に不快な、不愉快なというか、わからない部分がありました。それで私はこの議長に対する信頼というものが非常に薄らいだということで、この議長不信任案動議に賛成致しました。

以上です。

○仮議長（佐藤恵佐雄） はい、14番伊藤議員。

○14番（伊藤 博） 反対の立場から討論申し上げます。

先ほど来申し上げてまいりましたけれども、委員会構成を決めるに当たりましてプロセスの不透明さが指摘されたりしておりますが、それはやはり何度も申し上げましたように会派代表者が集ってそのやり方を決めたり、あるいは調整については議長、副議長に一任をしたりというプロセスが皆さんも認めながら行われてきたにもかかわらず、結果について不満があれば、思いどおりに行かなくなれば議長に対して信任はできない、そういう理屈であれば、これは何度も言ってきましたが市民に対する説明の責任はできません。議会の中の問題であります。議会はもっと市民の生活のために汗をかくべきだと思っております。

正副議長に一任をする、あるいはしない、その言った言わないのやりとりでこれだけ1日の時間を費やして一つの問題について議論してきたわけですが、非常に議長の不信任という重い重大な議案であります。大変長い時間がかかったわけですが、長い時間は決してむだにはなっていないと思います。そういう意味では、きちんとした考え方をもう一度自分の頭の中で整理をお互いにしなければならないと思います。全くこのやりとり、この動機は市民が不在であります。何度も申しておりますように我々は市民から負託を受けて選ばれた議員であります。市民生活にきちんと返す、そういう役割を担っているわけでありまして。その重責を果たすために我々はこういう問題にあまり長い時間をかけて話し合うべきではないと思っております。

このことについて非常に提案理由の中では、独断あるいは恣意的・作為的・非民主的、非常にこういう言葉が多く使われておりますが、これは今まで議事整理を行ってきた議会運営をする立場の議長に対してあまりにも失礼な言葉ではないかと思っております。この言葉を用いたことだけでも猛省を促すべき暴挙ではなかろうかということも思います。今からでもまだ遅くはありません。こういう理由のない希薄な問題について動議に値しないものが2度も議会運営委員会で確認されているものについて、今からでも取り下げを

するべきだと思います。

また、先ほど来出ておりました申し合わせの件につきましても、全く市民の知らないところでこういうことが行われているということを改めて露呈した場面になりました。今後は我々も含めて、このような誤解を招くような発言・行動、そのようなものに厳に慎みを加えて市民の誤解を得ないような、そういう活動をしていかなければならないと思っております。

合併も4年になろうとしております。合併協議の中では盛んに互譲の精神でやってきたではありませんか。その合併後のこの鴻上市の議会でこのようなことをやっているということは全く互譲の精神に基づいていません。私利私欲と言われても仕方ありません。常日ごろ市長も唱えておりますように、行政合併ができたその後は市民の心の融和を図っていくんだ、心の合併が大事なんだと、我々それを唱えてきたではありませんか。それを皆さんいま一度よく考えて、この行動に対する決意をあらわさなければならないと思います。

再度申し上げます。提出者は、この動議を取り下げる決断を持つべきだと思います。それもまた選良の下す判断の一つだと思います。もし採決になった場合には、この動議については強く反対するものであります。

以上です。

○仮議長（佐藤恵佐雄） 賛成者の発言の方がありましたら、もう一人許したいと思いますが、ありますか。

（「なし」の声あり）

○仮議長（佐藤恵佐雄） ないようでございますので、討論を終わります。

それではですね、藤原議長より本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。これを許すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○仮議長（佐藤恵佐雄） 異議なしという声がありますので、それを認めたいと思います。したがって、一身上の弁明を許すことに決定致しました。

暫時休憩致します。

午後 4時32分 休憩

午後 4時33分 再開

○仮議長（佐藤恵佐雄） 休憩前に引き続きまして会議を再開致します。

藤原議長の入場を許します。

（22番 藤原幸作議員 入場）

○仮議長（佐藤恵佐雄） 藤原議長に一身上の弁明を許します。

○22番（藤原幸作） 一身上の弁明をお許しいただきまして本当にありがとうございます。長時間にわたりまして議長不信任案の動議につきましていろいろご討議賜りまして、大変恐縮する次第でございます。

私のいわゆる不信任案ということで2点ありますけれども、その前にちょっと申し上げておきたいと思います。

2年前に私は皆さんの大方のご支持を賜りまして議長に就任したわけでありまして、2年間、私は公正・公平・中立、そして厳正にやるという私はモットーでありまして、私は全力投球ということが私のスローガンでございますので、そのようにやってきたつもりであります。そして議会は監視権と同時に、やはりこれからの議会というのは政策立案型でなければならないという信念に基づいてやってきたつもりであります。そして、そのために18年の6月に今までのグループを会派制にかえるということでやってまいりました。そしてその際には3人以上は交渉会派、しかしながら一人一人を大切にすると、いわゆる会派そのものも今成熟しておりませんので、今後やはり大きな政策集団として育つだろうというもとに1人会派も尊重しながら現在までやってきた次第であります。

先ほどのいわゆる不信任案の中に大きく2点ありました。1点については常任委員会の問題でございます、いわゆる選出の問題でございますが、まずもって私はびっくりしたのは、その常任委員会の選出の過程の問題で不信任案問題が出ることは私は予想だにできなかったことでもあります。というのは、最初のものは18日に発送しまして、そして21日にいわゆる会派の代表者会議を開きまして、その際も議長に一任ということがございました。しかしながら、私はみんなの意見を聞くということがございましたので、その後、会派の代表者の方々、これ28日の午前中で締め切ったわけでございますが、その後31日、1日とわたりましていろいろご意見を聞く。そしてその際に会派の代表者の方々には、尊重するけれども、これはあくまでも案であるという話もしております。そして2月5日の議会運営委員会でございますけれども、その際にもいろいろご意見を賜りまして、その踏まえた意見を持ちまして8日の日に最初の28日の個人個人の議員の皆さん

の希望のものを出しながら、いわゆる澤井委員長らが立ち会いまして、その際にも議長、副議長一任ということを取りつけました。そして、その結果、提出したことにつきまして一部異論はありましたけれども、皆さんの委任を受けたわけでございますので、正副議長で決めたことにご理解を賜りたいと、そしてそれは議会に提出するという運びにしたわけでございます、先ほどいろいろ恣意的とか作法的という言葉がございますけれども、私はそういうことは、私の人間性からいって最もきれいな言葉でございますので、そういうことは一切ございません。

それから2点めのことにつきましては、私が任期中、在任中をやるような形のことを書いておりますけれども、私はその13人という方々のときは確かいろんな意見が出ました。でも、これは申し合わせ事項ではございません。しかしながら、私はそれを尊重するというで提出者の伊藤栄悦さんとは、それからグループの今、佐藤 昇議員が会長でございますけれども、その方々と昭和公民館におきまして2回ほど話し合いをしまして、私は任期にこだわるんじゃないくて正規なルートでもってそれを話し合うべきだと。議運なり全員協議会なり会派代表者会議でそういう話をしまして、私はその議長を継続してやるとかじゃなくて、正規の、いわゆる自分の気持ちというのは鏡のごとしという話を、明鏡止水という言葉を使って皆さんに話したつもりであります。それを皆様が了承したことあります。ただ、それを今日のような文書で書いたというのは、私は甚だ遺憾であると思っているわけあります。

そのこととあわせまして県内の大方が2年制だということを書いてありますが、合併した4つ、私の方を入れまして4つは全部4年制でございます。先日、鹿角市でもって全県の市議会議長会がございましたけれども、他の議長さん方にもいろいろ尋ねましたら、申し合わせ事項をやっているけれどもほとんど今後は4年にしたいというほとんどの意向でございました。これは秋田市は特別除いておりますけれども、ほとんどそういうことでございますけれども、先ほど7割云々という言葉がございましたけれども、私ども当初いろんな案が出たときには7割とかという話じゃなくて、そういうことも話し合いの過程で、いわゆる2年制もいいんじゃないかという意見が出たということでありまして、私はこの密室の談合というよりも、これは3グループの話し合いの中でそういうことが出たということありますので、私は今後そういう申し合わせ事項をする場合にはいわゆる会派代表会議なり、それから全員協議会、先ほど11番さんからもこの議場の話が出ましたけれども、それが非常に大事だと。いわゆる一部のことでなくて、いわ

ゆる将来の展望を考えながら、市民のための考えながらどうするかという視点でもって地方自治の活性化に当たるということが非常に大事だということだろうと思いますので、中身が全然違ったもので動議を提出ということは、大変長時間にわたって議運の方々にご迷惑をかけたわけですが、私はやはりそういうことを明確にしながら皆さんが判断をするということが非常に大事だろうと思います。

私は皆さんから不信任がかかりますと大変不名誉でございますけれども、いわゆる中身について不信任がかかった場合は私は潔く受けとめるということでございますので、皆さんの判断を宜しくお願い申し上げまして私の一身上の弁明とさせていただきます。ありがとうございました。

○仮議長（佐藤恵佐雄） 藤原議長の退場を求めます。

（ 2 2 番 藤原幸作議員 退場）

○仮議長（佐藤恵佐雄） これより採決を行います。この採決は起立によって行います。本件は、決議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○仮議長（佐藤恵佐雄） 起立多数です。したがって、議長不信任決議案は可決されました。

以上をもって私の仮議長の任務を終わります。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩致します。

午後 4 時 4 2 分 休憩

.....
午後 4 時 4 3 分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

3 番。

○3 番（児玉春雄） 動議、本人今日欠席で大変申しわけございませんが、副議長不信任動議を提出します。

○議長（藤原幸作） 議会運営委員会を開きますので、暫時休憩致します。

午後 4 時 4 4 分 休憩

.....
午後 4 時 4 7 分 再開

○議長（藤原幸作） それでは会議を再開致します。

お諮りします。会期延長の件を日程に追加し、追加日程第8号として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

【追加日程第8 会期延長の件】

○議長(藤原幸作) 追加日程第8、会期延長の件を議題にします。

お諮りします。臨時会の会期は本日までと議決されていますが、時間の都合によって2月20日まで、明日まで1日間延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって、会期は2月20日まで1日間延長することに決定しました。

本日の会議を延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) そのように取り扱いさせていただきます。

それでは暫時休憩しまして議会運営委員会を招集します。

午後 4時49分 休憩

.....
午後 5時03分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

5番。

○議会運営委員長(澤井昭二郎) 議会運営委員会の報告を致します。

議員各位におかれては既にご承知のことと存じますが、副議長の御母堂キミ様がお亡くなりになりました。今日が火葬で、22日金曜日に葬儀を執り行うことにしております。副議長は本日欠席しております。弁明の機会も与えられません。母を思う気持ちは万国、人類共通のことと考えております。このようなときに動議を提案することは人道上許されるものではありません。人として誠に情けなく、悲しく、胸が張り裂けそうであります。このような議会を3万6,000人の市民の方々はどのようにとらえるのでしょうか。市民の福祉向上、民政安定に寄与する本議会がこのようなことでいいのでしょうか。いま一度、自分の心に問うべきです。民主政治は最終的に数の多少で決定するのですが、市

民を代表する議員として、いま一度再考の余地があるとも考えられます。もちろん市民への説明責任もあります。

よって、本件は明日20日の日程に追加したいと思います。

以上で議運の報告と致します。

○議長（藤原幸作） 本日はこれにて散会し、会議は明日10時と致します。

午後 5時05分 終了